

令和 7 年 4 月 24 日

保護者の皆様

社会福祉法人かなさ福祉会
勝連こども園
理事長 外間清一

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 6 年度年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 6 年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

法人名 社会福祉法人かなさ福祉会
施設名 勝連こども園
代表者名 理事長 外間 清一 様

うるま市こども未来部
保育こども園課長
(公印省略)

令和6年度の公定価格の額について

貴施設における令和6年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

		0歳児	1・2歳児	3歳児	満3歳児	4・5歳児	単位：円
4月	1号			230,030	0	211,350	
	標準時間	0	0	129,260		111,320	
	短時間	0	0	113,900		95,960	
5月	1号			230,030	0	211,350	
	標準時間	0	0	129,260		111,320	
	短時間	0	0	113,900		95,960	
6月	1号			227,620	0	208,940	
	標準時間	0	0	129,210		111,270	
	短時間	0	0	113,850		95,910	
7月	1号			227,620	0	208,940	
	標準時間	0	0	129,210		111,270	
	短時間	0	0	113,850		95,910	
8月	1号			227,620	0	208,940	
	標準時間	0	0	129,210		111,270	
	短時間	0	0	113,850		95,910	
9月	1号			227,620	0	208,940	
	標準時間	0	0	129,210		111,270	
	短時間	0	0	113,850		95,910	
10月	1号			230,030	0	211,350	
	標準時間	0	0	129,210		111,270	
	短時間	0	0	113,850		95,910	
11月	1号			230,030	0	211,350	
	標準時間	0	0	129,210		111,270	
	短時間	0	0	113,850		95,910	
12月	1号			232,970	0	214,290	
	標準時間	0	0	129,170		111,230	
	短時間	0	0	113,810		95,870	
1月	1号			236,670	0	217,990	
	標準時間	0	0	129,170		111,230	
	短時間	0	0	113,810		95,870	
2月	1号			236,670	0	217,990	
	標準時間	0	0	129,170		111,230	
	短時間	0	0	113,810		95,870	
3月	1号			268,600	0	249,920	
	標準時間	0	0	147,130		129,190	
	短時間	0	0	131,770		113,830	

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。